

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第179号)

平成13年8月23日

横情審答申第179号  
平成13年8月23日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成12年10月17日教指一第411号による次の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

「対教師暴力事件で警察に逮捕された中学生の在籍している中学から指  
導第一課が取得した当該事件・事故報告書（10件）」の非開示決定に  
対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「対教師暴力事件で警察に逮捕された中学生の在籍している中学から指導第一課が取得した当該事件・事故報告書（10件）」のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「対教師暴力事件で警察に逮捕された中学生の在籍している中学から指導第一課が取得した当該事件・事故報告書（10件）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成12年9月1日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第4号及び第6号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書の記載内容は、そのすべてが当該生徒個人の行動、人間関係、内心等に関する記載であって、その心の成長を期して行われている教育の現況についての情報であり、極めて属人性が高い情報である。このような文書について、生徒氏名、保護者氏名及び住所等を非開示とし、学校名、生徒の行動及び生活状況等を開示した場合、同校に在籍する他の生徒の保護者や地域・近隣の在住者等にとっては、容易に人物を特定することが可能となる。また、本件申立文書は、学校から教育委員会に提出された当該生徒の教育状況にかかる報告文書であると同時に、未成年者の犯罪行為に関する報告を内容としている側面も持っており、こうした個人の履歴、処分、評価に関する情報が秘匿されなければならないことは、社会的に広く認知されるところである。したがって、一部開示により識別性が少しでも高まることは、当該生徒個人の生活を揺るがす事態につながることから、本件申立文書の全部を非開示とすべきである。

## (2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

事件・事故報告書で報告される事件の中には、関係者間の利害が対立していたり、

事後に利害対立が発生したり，人間関係上の感情的なしこりが生まれてしまうケースもあり，開示によって情報提供者や被害者などの人物特定がなされると，新たなトラブルや事件に発展することも考えられる。

### (3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書は，特に様式は定められていないため，学校長の判断により，発生日時・発生場所等を含んだ発生の状況，関係生徒の氏名・年齢，事件に関する考え方，日ごろの生活状況，発生に至る加害児童生徒の動機やその背景にある心理や成長上の問題点，家庭環境と関連する事項，家庭の考え方や対応の様子等が記録されており，人格形成を目指す教育場面における個人の成長過程の種々の様相が記載されていることから，開示することにより，学校が行う教育活動に重大な支障が生じるため，条例第7条第2項第6号に該当し非開示とすべきである。また，生徒氏名，保護者氏名及び住所等を非開示とし，学校名，生徒の行動及び生活状況等を開示した場合，被害児童生徒及び加害児童生徒の人権を守り，当該児童生徒が抱える心身の痛みの回復や内面の変容に努めている家庭や学校など関係当事者の取組が無に帰し，その後の関係者相互の人間関係という教育基盤を揺るがし，教育活動に深刻な影響をもたらすことになると考えられる。

## 4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が，異議申立書において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は，次のように要約される。

本件申立文書のうち真のプライバシー情報を除いた部分は，条例第7条第2項第2号，第4号及び第6号に該当しない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は，横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第32条に基づき，平成11年1月1日から平成12年3月31日までの間に，学校長から教育長に提出された10件の事件・事故報告書であり，学校内外における生徒の教師に対する暴力行為が記録されていることが認められる。

イ 本件申立文書は，実施機関があらかじめ書式を定めたものではないため，個別の報告書ごとの記載項目及び記述の程度には相当の差異があることが認められ，学校

名（校長名及び学校の電話番号を含む。）、事件・事故名、発生日時、発生場所、事件の概要、加害生徒の氏名・学年・組・生年月日・日ごろの様子、被害教職員の氏名・担当学年・組・担当教科・傷害の程度及び今後の対応等が適宜に区分され、又は入り組んだ状態で記録されている。

## (2) 前提となる考え方

学級崩壊や少年犯罪の低年齢化などが社会的問題として注目され、学校及び家庭の教育力の低下など教育に関する社会的関心が高まる中で、当審査会としては、教職員、生徒、保護者の間の信頼関係を構築していくためには、教育活動に関する情報の公開を推進していくことが必要であるとの考えから、既に指導要録等を原則開示とするよう答申してきたところである。さらに、実施機関においても、体罰に関する報告書等の開示請求に際して、学校名、発生日時、被害児童生徒の在学学年・年齢・性別、加害教職員の所属学年・年齢・性別、発生状況等の一部を開示してきた経緯もある。

また、本件申立文書は、規則第32条の規定により学校長に作成が義務付けられているものであるが、少年を加害者とする事件・事故に関する報告書であることから、原則開示の理念の中にあっても、その情報の取扱いに当たっては、少年法（昭和23年法律第168号）及びその関連法規の趣旨を踏まえ、加害者及び被害者等それぞれのプライバシー保護に十分な配慮を行い、開示・非開示について検討すべきものとする。

このような考え方を前提とし、当審査会は、本件申立文書について次のとおり判断した。

## (3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書は、その全てが当該生徒個人の行動、人間関係及び内心等に関する記録であって、極めて属人性が高い情報であることから、本号に該当し非開示とすべきであり、生徒の氏名等を非開示として学校名、生徒の行動及び生活状況等を開示すると、特定の個人が識別されるおそれが生じると主張しているのので、次にその妥当性について、本件申立文書に記録されているさまざまな種類の情報を個別に検討する。

ウ まず、加害生徒及びその他の生徒に関する情報のうち、加害生徒の氏名・生年月

日・性別・学年・組・保護者氏名・続柄・住所・過去の暴力の有無・日ごろの様子及びその他の生徒の氏名・学年・組・年齢については、いずれも特定の個人に属する具体的な事実の記録であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得るものであることは明らかであり、本号本文に該当する。

エ 次に、被害教職員に関する情報についてであるが、特定の教職員が被害を受けた事実やその程度に関して記録された情報は、当該教職員の職務遂行に係る情報には該当しない。したがって、本件申立文書に記録されている被害教職員の職種・氏名・性別・担当学年組・担当教科・校務分掌・部活動・年齢・傷害の程度・身体部位・通院・治療の有無・診断書の有無・通院病院名・傷病名・被害届提出（又はその予定）の有無・日ごろの生徒とのかかわりに関する情報は、当該教職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

また、事件・事故が発生した日時（年の表示を除く。以下同じ。）、場所については、加害生徒及び被害教職員等の氏名を非開示としても、当該日時、場所の具体的な記述から、なお、当該加害生徒及び被害教職員の個人が識別される可能性があるため、本号本文に該当する。

オ 次に、被害を受けなかった教職員の氏名及びその行動に係る情報については、加害生徒及び被害教職員の個人に関する情報と同一であるか、又は関連性が極めて高い情報の記録であり、開示すると、当該加害生徒及び被害教職員の個人が識別されるおそれがあることから、本号本文に該当する。

カ 次に、事件の概要に関する部分に記録された情報についてであるが、当該部分における生徒及び教職員の氏名、所属及び事件・事故の発生場所については、当該生徒及び教職員の個人を識別し得る情報であり、本号本文に該当する。

しかし、本件申立文書に記録された事件・事故の概要をみる限りでは、当該概要部分のうち、直接的な暴力行為の事実に関する部分及び関係者の会話の内容に関する部分についてみると、直ちに特定の個人を識別し得るほどの特徴的な事実の記述がされているとは認められず、本号本文に該当するとはいえない。ただし、暴力行為が複数回繰り返されるなど、発生状況について詳細な記述がされている場合については、たとえ氏名等を非開示としても、相互に密接な関連性が認められる一連の事実関係を積み重ねることによって、なお、特定の個人が識別される可能性が生じると考えられ、本号本文に該当する。

また、事件の間接的な背景となる事実及び事件後の対応に関する部分については、加害生徒の日常の行動や処遇等に関して記録されており、当該生徒を識別し得るおそれがあることから、本号本文に該当する。

キ 次に、学校名（学校長名及び学校の電話番号が付記されている場合は、それらを含む。以下同じ。）についてであるが、実施機関は、学校名が加害生徒や被害教職員の識別情報に該当すると主張している。しかし、実施機関は、既に体罰に関する報告書において、学校名は特定の個人を識別し得る情報には該当しないとして開示しているのであり、本件申立文書の学校名を開示したとしても、新たに特定の個人が識別されるおそれが生じることになるとはいえない。

ク 最後に、本件申立文書に記録されている個人に関する情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

なお、本号本文に該当し、開示しないことができる情報の具体的な部分は、別表に示すとおりである。

#### (4) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、事件・事故報告書で報告される事件の中には、関係者間の利害が対立しているケース等もあり、開示によって情報提供者や被害者などの人物特定がなされると、新たなトラブルや事件に発展することも考えられると主張しているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 本号の適用は、人の生命、身体、財産等を犯罪等の危険から保護し、又は当該危険を除去することを目的とするものである。実施機関は、事件・事故の関係者間において、相互に利害や感情の対立があることを原因として、情報公開を契機に新たな事件等に発展することがあり得ると主張しているが、本件申立文書を開示した場合に、現実に関係者間において新たな事件等が発生すると考えられる具体的・合理的な根拠は示されておらず、本件申立文書に関して本号該当性を認めることはできない。

#### (5) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は

事業の性質上，当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については，開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は，本件申立文書を開示すると，生徒指導に重大な支障が生じ，関係者相互の人間関係という教育基盤を揺るがし，教育活動に深刻な影響をもたらすことになる」と主張しているため，次にその妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書は，規則第32条の規定により学校長に作成することが義務付けられた行政文書であり，個々の事件・事故の内容を斟酌せずに，一律に全部を非開示とすることは，妥当ではないと考えられる。

また，本件申立文書は，いずれも生徒の教師に対する暴力行為について作成された報告書であり，その個々の内容をみると，およそこの種の事件・事故にあつては通常起こり得ると予想される一般的，典型的な事例に関する記録であり，社会通念上事実関係そのものを慎重に取り扱うことが要請されるほどの特異な内容を含むものではないことが認められる。そうであるとすれば，本件申立文書の事件・事故の記録に関しては，直接的な暴力行為の事実や学校名など加害者及び被害者その他の個人を識別することができない程度の情報を開示したとしても，そのことに起因して，新たに生徒と周囲の人々との信頼関係を失い，生徒の健全な育成を阻害し，問題の解決に向けた適正な教育活動に著しく支障を及ぼす事態が生じるとはいえない。

したがって，本件申立文書において，前記(3)により，当審査会が，条例第7条第2項第2号に該当しないと判断した部分については，本号にも該当しない。

また，その余の部分については，条例第7条第2項第2号に該当するため非開示とすべき情報であり，本号該当性について改めて判断するまでもない。

## (6) 結 論

以上のとおり，本件申立文書のうち別表に示す部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが，その余の部分は開示すべきである。



別表 条例第7条第2項第2号に該当するとして、開示しないことが妥当と判断した部分

收受番号	学校名	該当ページ	該 当 個 所
118	名瀬中学校	p. 1	8行目11文字目から行末まで、9行目6文字目から行末まで、11行目2文字目から14文字目まで、16文字目、20文字目、22文字目、27文字目、28文字目、12行目1文字目、3文字目、5文字目から7文字目まで、15文字目から17文字目まで、20文字目、21文字目、13行目45文字目から15行目まで、16行目1文字目、2文字目、10文字目から12文字目まで、36文字目から17行目まで、18行目19文字目から21文字目まで、35文字目、36文字目、19行目43文字目から行末まで、20行目2文字目、3文字目、40文字目から行末まで、21行目以降全部
		p. 2	1行目から7行目まで、9行目以降全部
		p. 3	2行目から15行目まで、17行目以降全部
		p. 4	2行目以降全部
108	都田中学校	p. 1	9行目11文字目から行末まで、10行目6文字目から12文字目まで、12行目から20行目まで、22行目以降全部
		p. 2	2行目2文字目、3文字目、7文字目、8文字目、20文字目から行末まで、3行目から5行目まで、6行目1文字目から4文字目まで、8文字目から11文字目まで、16文字目から18文字目まで、7行目14文字目、15文字目、19文字目、20文字目、8行目10文字目、11文字目、15文字目、16文字目、23文字目、24文字目、32文字目から行末まで、9行目1文字目から3文字目まで、11行目1文字目、2文字目、12行目3文字目、4文字目、34文字目、35文字目、14行目17文字目、18文字目、16行目から26行目まで、28行目以降全部
123	庄戸中学校	p. 1	7行目12文字目から行末まで、8行目7文字目から行末まで、9行目5文字目から18文字目まで、22文字目から25文字目まで、10行目27文字目、28文字目、12行目1文字目から12文字目まで、13行目14文字目、15文字目、21文字目、22文字目、14行目5文字目、6文字目、27文字目、28文字目、15行目8文字目、9文字目、14文字目、15文字目、17行目19文字目、20文字目、22文字目、23文字目、18行目10文字目から19行目まで、20行目7文字目以降全部
		p. 2	1行目8文字目から12行目まで、14行目から25行目まで、27行目以降全部
126	丸山台中学校	p. 1	8行目11文字目から行末まで、9行目8文字目から行末まで、11行目2文字目から8文字目まで、16文字目、17文字目、29文字目から33文字目まで、13行目から17行目まで、18行目1文字目から7文字目まで、11文字目、15文字目から18文字目まで、21文字目から23文字目まで、25文字目、26文字目、38文字目から40文字目まで、20行目13文字目から15文字目まで、23行目6文字目から8文字目まで、24行目4文字目から6文字目まで、8文字目、12文字目、13文字目、25行目から28行目まで、29行目1文字目から28文字目まで、39文字目から41文字目まで、43文字目、44文字目、30行目10文字目から20文字目まで、31行目5文字目、6文字目、11文字目、16文字目から19文字目まで、25文字目から27文字目まで、32行目5文字目から7文字目まで、33行目9文字目、10文字目、34行目3文字目、4文字目、35行目7文字目、8文字目、12文字目から15文字目まで、21文字目から27文字目まで、39行目12文字目から14文字目まで、40行目13文字目、14文字目、42行目16文字目から18文字目まで、35文字目から37文字目まで、43行目1文字目から3文字目まで、21文字目、22文字目
		p. 2	1行目26文字目、27文字目、3行目9文字目、10文字目、4行目1文字目から3文字目まで、6行目6文字目から8文字目まで、14文字目、15文字目、35文字目、36文字目、7行目11文字目から13文字目まで、9行目1文字目、2文字目、6文字目から8文字目まで、11行目から14行目まで、16行目から45行目まで、47行目以降全部
		p. 3	1行目から11行目まで、13行目以降全部
140	深谷中学校	p. 1	8行目11文字目から行末まで、9行目11文字目から行末まで、11行目から14行目29文字目まで、15行目22文字目、23文字目、34文字目から行末まで、16行目1文字目から23文字目まで、32文字目から34文字目まで、17行目4文字目から6文字目まで、29文字目から37文字目まで、41文字目、18行目8文字目から10文字目まで、19行目1文字目、2文字目、17文字目、18文字目、20行目9文字目、10文字目、26文字目、27文字目、21行目23文字目から29文字目まで、22行目15文字目、16文字目、21文字目から34文字目まで、23行目25文字目、26文字目、30文字目から38文字目まで、25行目1文字目、2文字目、19文字目から27文字目まで、26行目38文字目から38行目23文字目まで、41行目37文字目、38文字目、42行目20文字目から22文字目まで、43行目9文字目、10文字目、31文字目から33文字目まで、45行目以降全部

收受番号	学校名	該当ページ	該 当 個 所
140	深谷中学校	p. 2	1行目から16行目まで，18行目以降全部
		p. 3	1行目から13行目まで，15行目以降全部
		p. 4	2行目以降全部
32	寛政中学校	p. 1	8行目11文字目から行末まで，9行目15文字目から行末まで，11行目1文字目から9文字目まで，16文字目，18文字目，19文字目，25文字目から行末まで，12行目1文字目から4文字目まで，15文字目，23文字目，24文字目，15行目20文字目，21文字目，25文字目，28文字目，29文字目，34文字目から行末まで，16行目から20行目まで，22行目以降全部
		p. 2	1行目から10行目まで，12行目から30行目まで，32行目以降全部
65	南戸塚中学校	p. 1	8行目11文字目から行末まで，9行目6文字目から行末まで，11行目，12行目17文字目から20文字目まで，34文字目，35文字目，13行目18文字目，19文字目，14行目3文字目から15行目まで，16行目13文字目，14文字目，18文字目，19文字目，27文字目，28文字目，17行目，19行目から31行目まで，33行目以降全部
		p. 2	1行目から8行目まで，10行目以降全部
81	樽町中学校	p. 1	8行目11文字目から行末まで，9行目6文字目から11文字目まで，10行目の次の表（項目部分を除く。），13行目2文字目から26文字目まで，31文字目，33文字目，34文字目，14行目7文字目から12文字目まで，19文字目から行末まで，15行目から16行目まで，17行目1文字目から15文字目まで，33文字目，34文字目，19行目4文字目，5文字目，20行目3文字目から9文字目まで，21行目1文字目から4文字目まで，23文字目，24文字目，23行目1文字目，2文字目，24行目5文字目，6文字目，25行目，26行目1文字目から15文字目まで
		p. 2	2行目から11行目まで，13行目から16行目まで，18行目以降全部
167	みたけ台中学校	p. 1	8行目11文字目から行末まで，9行目8文字目から17文字目まで，10行目の次の表（項目部分を除く。），11行目の次の表（項目部分を除く。），13行目7文字目から行末まで，14行目，15行目1文字目から10文字目まで，16行目15文字目から19文字目まで，17行目以降全部
		p. 2	1行目から10行目28文字目まで，11行目32文字目，12行目1文字目，13行目1文字目，2文字目，6文字目，7文字目，15行目から17行目まで，19行目から25行目まで，27行目以降全部
167 - 2	みたけ台中学校	p. 1	8行目12文字目から行末まで，9行目9文字目から17文字目まで，10行目の次の表（項目部分を除く。），11行目の次の表（項目部分を除く。），13行目，14行目1文字目から7文字目まで，11文字目，12文字目，14文字目から17文字目まで，21文字目から31文字目まで，15行目8文字目から14文字目まで，16行目以降全部
		p. 2	全部
6	矢向中	p. 1	8行目11文字目から行末まで，9行目6文字目から行末まで，11行目1文字目，23文字目から26文字目まで，28文字目，30文字目，35文字目から行末まで，12行目5文字目，6文字目，25文字目，26文字目，13行目12文字目，13文字目，28文字目から行末まで，14行目1文字目から7文字目まで，14文字目，15文字目，27文字目，28文字目，15行目9文字目，10文字目，16行目11文字目，12文字目，25文字目以降全部
		p. 2	2行目から11行目まで，13行目から22行目まで，24行目

(備考)

1 行数について

振り仮名，印影，図表，罫線及び下線は，行数に含めない。

2 文字数について

1行に記録された文字（数字，記号及び符号を含む。）を，左詰めにし数えるものとする。句読点は，それぞれ1文字とし，かっこ等については，くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数える。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年10月17日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成12年10月27日 (第234回審査会)	・ 諮問の報告
平成13年4月13日 (第243回審査会)	・ 審議
平成13年4月27日 (第244回審査会)	・ 審議
平成13年5月11日 (第245回審査会)	・ 審議
平成13年5月25日 (第246回審査会)	・ 審議
平成13年6月22日 (第248回審査会)	・ 審議
平成13年7月19日 (第249回審査会)	・ 審議
平成13年7月27日 (第250回審査会)	・ 審議
平成13年8月10日 (第251回審査会)	・ 審議